

20文企広第81号
平成20年5月16日

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会

会長 内山 忠明 様

文京区長 成澤 廣修

平成20年度諮問第1号

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例第2条第1項2号の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

東京都シルバーパス事業経過措置実施に伴う介護保険業務に係る個人情報の目的外利用について

2 諮問の趣旨

東京都は、(財)東京バス協会が行う東京都の区域内に住所を有する70歳以上の者を対象として発行するシルバーパス事業について、補助金を交付するなど当該事業の支援を行っています。当該事業においては、区市町村民税が非課税である者等については費用負担額が千円とされていますが、税制改正によって、平成18年度から住民税が課税となる基準が引き下げられたため、費用負担額が本則である20,510円になる者が発生しました。これらの者について、激変緩和措置として平成17年度区市町村民税が非課税であることを証して費用負担額千円でパスの交付を受けることができる経過措置を平成18年、平成19年度と実施し、平成20年度についても実施される予定です。

ところが東京都は、平成20年度経過措置の実施についてはパスの申請者が非課税であることを証することが困難な状況にあるとして、文京区が介護保険業務において保有する介護保険料所得段階に係る情報から経過措置の対象者を抽出し、その旨を記載した確認書を本人に交付するとともに、当該確認書をもって経過措置対象者であることの証明書類とすることとし、確認書の作成及び交付事務を区に委託したい旨、依頼がありました。

本件事務は、文京区が保有する介護保険業務に係る個人情報を東京都からの受託事務として行うシルバーパス事業の目的に利用するものであり、個人情報の目的外利用に当たります。そこで、パス利用者の利便性の向上等の観点から、保有する個人情報を目的外利用することについて貴審議会のご意見をお伺いします。